

財務省告示第六百四十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第十三項の規定に  
 基づき、平成十五年十月十日に発行した個人向け  
 国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年十月二十二日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格	初期利率の 適用利率	第二期以後 の利率の適 用利率
個人向け利付国庫債券（変動・ 十年）（第四回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の 適用を受けるものとし、その振 替機関は日本銀行とする。	額面金額で九千四百三十一億七 千七百五十一万円	一 万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年十月十日	額面金額百円につき百円	年〇・七七パーセント	年当たり、各利払期における利 子計算期間開始日前行われた 発行から償還までの期間が九

十一 初期利子

年五か月超の十年利付国債の直  
近における割当額入札（当該開  
始日の属する月に行われた入札  
を除く。）の結果に基づき算出  
された複利回りから、〇・八  
〇パーセントを控除した率。た  
だし、控除した率が〇・〇五パ  
ーセントを下回るときは、その  
率は〇・〇五パーセントとする  
。

十二 第二期以後の利子

毎年十月十日及び四月十日を支  
払期とし、各支払期において、  
その日以前六月間に属する利子  
として、次の算式により算出し  
た金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.77}{100} \times \frac{1}{2}}{\frac{1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

第十号に規定する第二期  
以後の利子の適用利率

十三 償還期限  
十四 償還金額  
十五 払込期日  
十六 払込場所  
十七 中途換金

平成二十五年十月十日  
額面金額百円につき百円  
平成十五年十月十日  
日本銀行の本店又は支店  
中途換金の買取りは、平成十六

の取扱い

年十月十日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

$$\frac{\text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額} \cdot \text{償還日及びその日の前日までの経過利子に相当する金額}}{\text{償還日及びその日の前日までの経過利子に相当する金額}}$$

十八

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者が死亡したときは、その相続人は平成十六年十月十日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じた金額とする。

(一) 平成十六年四月十日から平成十六年十月十日前までの間の場合

$$\frac{\text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額} \cdot (\text{初期利子に相当する金額} + \text{経過利子に相当する金額})}{\text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額}}$$

(二) 平成十六年四月十日前の場合

$$\frac{\text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額}}{\text{償還金額} + \text{経過利子に相当する金額}}$$

十九

元利金支払場所

日本銀行